新・人間裁判を勝利しよう！
２０１６年4月5日　８２号

生活保護制度を良くする会
ニュース

事務局　　道　生　連
電　話　011-736-1722
ﾌｧｯｸｽ　011-736-1688
ﾒ　－　ﾙ　seihoyokusurukai@herb.ocn.ne.jp

３月２３日に行われた「新・人間裁判」の第６回口頭弁論の内容について、弁護団の吉田玲英弁護士にまとめてもらいました。

すっかり暖かくなった３月２３日、札幌地方裁判所８０５号法廷で、新・人間裁判の第６回口頭弁論期日が行われました。

今回の期日では、原告団の藤田則子さんと土屋晴治さん、弁護団からは西博和弁護士が意見陳述を行いました。

藤田さんは、同じ市内に住んでいるお孫さんにプレゼントをあげることができない辛さや、節約のため、病院には２時間以上も歩いて通院している事情を訴えました。土屋さんは、作業所からの帰りにコーヒーを買って飲むのが唯一の楽しみですが、それさえもめったにできない状態であることを訴えました。

西弁護士は、生活保護基準の決定方法がおかしいということについて意見を述べました。少し詳しく説明します。

生活保護基準は、国が決定する権限を持っています。どのように決定するかは、国民がどのようなことにお金を支出しているか（民間最終消費支出）、その金額がどのように変化するか（伸び率）などを基礎として決定します。この時、物価が上昇していれば、お金の支出も当然増加しますので、それが伸び率と混同されることのないよう、物価の変動状況（消費者物価指数）を差し引いて伸び率を算定するのです。そのため、生活保護基準を決定する上で、消費者物価指数は当然に考慮の一部となっているのです。それにもかかわらず、国は、消費者物価指数が下落していることを理由として生活保護基準を引き下げました。生活保護基準の決定は、民間最終消費支出の伸び率が基礎となっており、消費者物価指数はその中の一事情に過ぎなかったものが、今回の基準引き下げでは変わってしまっているのです。消費者物価指数が生活保護基準を決定する事情として適切なものであるかも大きな疑問がありますが、そのことを置いておいたとしても、国が定められた決定方法を勝手に変更したこととなりますので、権限の逸脱であることは明らかです。

また、国は、平成２０年と平成２３年の消費者物価指数を比較して、物価が下落しているとしました。しかし、平成２０年は消費者物価指数が高かった年であり、平成２３年は反対に低かった年です。そのため、この２年を比較すると、消費者物価指数が大きく下落していることになってしまうのです。これまで、消費者物価指数の変化を見る時は、５年ごとに比較するのが通常でした。今回であれば、平成１８年と平成２３年を比較するのが通常です。あえて３年しか離れていないこの２年を取り上げたのは、消費者物価指数が下落しているから生活保護費も引き下げるべきだとする理由づけにほかなりません。このような都合のよいデータのつまみ食いを許すべきではありません。

今後は、個々の原告の具体的な生活状況を立証する必要があります。現在、全国的に行った生活保護実態アンケートの結果を取りまとめ、学者が意見を作成中です。弁護団では、それぞれの原告の皆様の生活状況を、陳述書としてまとめることを計画しています。弁護団からお願いがあった時は、ぜひご協力いただけますようお願いします。

次回口頭弁論は、

６月８日（水）午後１時３０分

です。

次回期日も是非多数の皆様に傍聴していただけますようお願いします！